

め用ふべし。

敵の前口有無北山筋の事 多布施御隠居所、唐人町合満組屋敷。山内刀差五百人。舍人支配等何れ手當なり。新町口番所、最前は東の内に有り、北に窓有_レ之候。近年町廻_レれに立直り北の窓無_レ之候。

俄火繩の事 山中などにて、火繩きらし候はゞ、檜木を削りなひ候て、火繩に用ふべし。常の火繩は竹をこさぎなひ二口ねり合せ、わせの藁のあくを引きよりかけて能く摺り申し候。常々仕習ひ可_レ申なり。

風鈴の事 軍中にて用ふるものなり。何方風と知る爲なり。夜討する時も風上に火をかけ、風上より切つて入るべし。味方にも此の用心すべし。常にも風をしる爲に風鈴を懸くべし。

馬の尺の事 地より四尺定木なり。其上を一寸・二寸・三寸と云ひ、四寸より上を一キ二キと云ふ。タケに餘などは前足の爪下より取り、髪の所を尺にとるなり。

馬目利きの事 向ふより轡をきる時、前にかゝるはカン強なり。跡へしざるは中氣なり。又轡をきる拍子に、口を嗅ぐは中氣馬に焼酎を吞ませて置く故なり。穴先に白み有るは、穴白と云ひて人の癩病の様なるものなり。血切れ（折目とも云ふ）有る馬はガンヂウならず、船に乗らざるものなり。首肉を見るべし。足の樋の間に節有る馬を嫌ふものなり。爪裏を見るべし。又爪われたるを繕ろひたる馬有るなり。心知らぬ馬は尾筒をもみこなして可_レ乗。尾筒こはき時、曲_レをするなり。

關ヶ原前家康公伏見御移りの事 その比家康公は、まづ大阪御花畠に、御人數御つぼみ成され御座候を、直茂公御出、「早々伏見御城へ御入り成され候様に。」と仰せ上げられ候に付て、御移り遊ばされ候。夫に付き石田も力及ばず、在所へ引取り候なり。其の時分直茂公御供には中野甚右衛門召連れられ、節々家康公へ潜に御見廻り遊ばされ候由。將又關東御陣の節、御用聞の爲葉次郎右衛門御付け成され候なり。

秀頼公、家康公御和談の事 加藤主計頭清正、御乗物の脇高股立にて、京より伏見迄歩行御供仕られ候。御面談申し候時、清正御座にも罷り出で候跡にて、家康公御意成され候は、「清正は必死の覺

悟と見えたり。座中にて愛宕山の方をにらみ候。多分願書を籠置くべし。」と仰せられ、社僧へ尋に遣はされ候處、一通の願文こめ置き候由、右の節九寸五分懐中の由。扱又秀頼公へ清正より御馳走、川御座にて、御供中へ三汁十菜の料理、道筋にて仕組、淀川の左右を掘り、炭を入れ、焼立のかまぼこ差出し、川端左右金屏にて張切り候由。

大阪陣の時、加藤肥後守の人質取返し候事。加藤妻子城中へ取入れられ候。家老大木土佐、八十計りの老體にて、毎日見舞に罷り越し御門番衆と心安く成り、極老行歩相成らざる由にて、駕籠にて出入致し、或時かごの内に加藤殿の妻子を入れ置き、我身も乗り候て、門番衆へいつものごとく時宜致し罷り通り候由。

柳川陣の時主水殿組衆へ氣を付けられ候事「今度小野和泉裏切の内意有り、何れも心安く存じ候へ。」と申し候ひ、陣屋の奥にて七左衛門へ、「今日限の命なり。随分働き候へ。」と暇乞の盃事有之候由。

柳川横矢の事 後藤殿十八歳なり。刀を抜き聲振り上げ、「我は一足も引かず討死すべし。」と有りける。右軍兵一筋にはまりたる由。扱鞍がさに立ち上り、鶴田何某を呼び、「味方の鐵砲矢向高く、皆敵の着物に當るぞ、小膝を折りて敵の足を射よ。」と下知有りし故、即時に勝利を得られしなり。種が島三百挺なり。此の時須古殿横矢同前なり。此人無口に候由なり。

山縣三郎兵衛が槍を安藝殿批判の事 安藝殿申され候は、「柳川に於て初めて手いだし槍を突き候が、最早廿間も先へ可_レ行と思ひて見れば、元の所に居り、十間も進みたると思へば、二三間もしざりて居たるなり。然るに三郎兵衛、家康公と對の槍の、毎度五六間先にて突留め候と云ふは、無双の事、今初めて思ひ當りし。」由なり。

家康公信玄御取合の時、いつも山縣出合ひ候。一度も負槍不_レ仕、對の槍の時は、五六間先にて突留め候。三郎兵衛缺唇にて候。家康公御家中に、三つ口の者出生仕り候段、聞召され、「扱々嬉敷事かな、山縣が再來なるべし。よく育立ち候様に。」と仰せられ候由。

原城にて鶴田傳右衛門同弟左衛門働の事 兄弟一同に、一番に石垣に上り、差物を立て申し候が、

頓て下り申し候。此の事後日に御吟味の時、一番乗仕り候へ共、城中の矢向におそれ下り申し候へば、臆病ものにて候由の處、其の場の様子中野内匠證人に相立ち、甲州様より御所望成され、子孫蓮池に有之由。

大阪御陣の時家康公御物見に御出成され候事 御堀端に床几に御懸り御座候處を、城中より見付け、弓、鐵砲雨の如く打懸け申し候。すはだにて御座成され候故、御供の何某御面頬を押し當て候處に、鐵砲中り申し候。「臆病神が付きたる。」と仰せられ、御面頬御投捨て成され候。又何某が「江口の方に敵打ち出で申し候間、御見分成され候様に。」と申上げ候に付て、御立退き遊ばされ候由。

武田信玄家來十三歳より、家康公をねらひ候事 家康を討取り候はゞ、過分の褒美下され可申被レ申候。何某十三歳より家康公へ奉公仕り、或夜御寝み入られ候處を一刀差通し申し候。家康公は、襖一重外に看經なされ候が、即ち御捕へ御穿鑿成され候へば、有體に申し出で候。「究竟の者と見及び、心安く仕ひ候が、猶々感じ入り候。」と仰せられ、信玄公へ御送り成され候由。

北畠殿喧嘩の事 唐津侍夜會に、圍碁を打ち候を、北畠殿見物候て、助言致され候故、拔打仕り候。その時側より押留め申し候時分、北畠殿蠟燭を抓消し申され候。左候て申され候は、「拙者無調法、此上御斷り申し候。此方すこしも疵付き申さず候。碁筒に當り申し候。」と申され候に付、則ち燈を出し申直りの盃事に差寄り候處を、拔打に首打落し申され候。跡にて申され候は、「拙者股を打落され、手向難成、羽織にて引つゝみ、碁盤に寄りかゝり、如斯仕り候」由。左候て追付け相果てられ候なり。

軍中防様の事 菱など一俵蒔きても、敵疑をおこすものなり。落し穴も其外も同前なり。計策も知れたる時分も、度々すれば、疑出來るなり。

用心座敷の事 肴などとり候時、主君の御前は格別、其外にては左を出すべし、用心の時右を可レ嗜なり。

中野神右衛門物語の事

- 一、一代夜も不_レ寝にかせぐべく、其時漸く人並に有るべし。
- 一、神右衛門身内に手疵十七ヶ所なり。
- 一、神右衛門三夜夢中に、黒髪山不動より、錢かめを下され候。御禮に參詣致し、子孫繁昌御守り下され候様に、錢かめは返上仕り候と申上げ候事。
- 一、高麗にて漢南人積り際限なく打出し、其の間一町程に見え、何れも肝を潰し候砌、直茂公「あの勢は幾萬騎と云ふ物なるべきや。」と仰せられ候へ共、物申す者無_レ之、神右衛門、「日本にて三歳牛の毛の數と申すが、あれにて候はん。」と申上げ候由。

鎮並御成敗の時、百武志摩守不_レ罷出候事、附女房働きの事 辻の堂邊にて鎮並御成敗の由騒ぎ立て候處、志摩守起ち上り不_レ申候に付て、女房物を投懸け「是程の騒に御出で無_レ之は、御後れ候や。」と申し候。志摩守申され候は、「今度鎮並御成敗、御家御運の末に成りたると存じ候へば、頻りに落涙し、打向ふべき氣色無_レ之。」と申し候て、終に出合ひ申されず候。又或時、女房恪氣にて、一家に朝食を喰はせ申さず候處、御出陣と申し來り、早速駈出で候。跡にて女房後悔いたし、飯を炊き水樽に入れ、男出立にて自身荷ひ、下女共にも持たせ、陣所へ持越し申し候由。又島原御一戰以後筑

後へ薩摩方懸り候時分、蒲池城に志摩守女房罷在り候が、小勢と見られては成るべからずとて、俄かに旗指物を數多持へ立並べ、堅固に城を持堅め、敵を追散らし、後日旗指物は諸用事に使ひ申し候由。志摩守初めの屋敷西の丸奥、今の傳兵衛屋敷の由なり。女房は大力にて候なり。

肥後落去後森本儀太夫へ安藝見廻の事 儀太夫出合差付申し候は、「今度城を持つ覺悟に相極め候處、臆病神に引かされ、存命にて御目に懸り候儀、腰拔と思召さるべき儀、面目無_レ之次第に候。夫を思召捨てられ、昔の御名染に御尋ね、返す返すも忝く存じ候。扱々力及ばざるものにてこそ候へ。」と申し候由。(一説に義太夫は此の以前病死致し候由)

立花宗茂働の事 島原一戰以後、薩摩は筑後、肥前、肥後を手に入れられ、筑前寶滿の城主戸次道雪を討取りたり。其の時の立花は戸次實子なるを柳川へ養子に遣はしけるが、此の由聞付け、則刻七百の人數にて、夜懸に押し寄せ孝養合戰を遂げ、薩摩五萬の勢を切崩し、筑後川を追越し、高良山迄追登せたり。依_レ之將軍より立花へ九州の氣一物と御感狀下さる。

立花本領安堵の事 關ヶ原一戰の以後、家康公將某の御相手に成られ候。其の時分本領柳川九萬石か奥州の内十二萬石を望み次第下さるべき由に候處、望にて本領安堵仕られ候。

中野神右衛門子供へ申聞け候事 子孫末代に至る迄、子いかほど多く持ち候とも、捨て申す間敷候。御草履取、御馬取にても其の者器量次第奉公に出すべしとなり。御草履取り候事は、侍の末子を差出し度き事なり。

鳥井強右衛門事 家康公御持城へ、敵取かけ御城番難義の由聞召され、明日後詰成さるべく候間、其の間持こらへ候様にと、御使強右衛門遣はされ候。城へ忍入り候處を、敵見合せとらへ、懷中の一通に右の趣相見え候。強右衛門「命を助け可申候間、城に向て家康公後詰、近日中の中たるべきとの御使に、参り候由、申し候へ。」と申聞かし候に付、「畏り候。」と申して、繩下にて、木戸口へ引向ひ候時、高聲に申し候は、「家康公の御使に、鳥井強右衛門不運にして虜と成りたり。明日後詰成さるべき由に候間、隨分持こたへ候へ。」と申し候に付、忽ち切殺し候由。

道を通り候時、我が左の方を通るべき事。松平伊豆守殿、阿部豊後守殿家中道中の喧嘩、道の左右にて左の方勝ちに相濟み候事。

夏目舍人物語の事 出陣には米を袋に入れて持つべし。肌着はむじなの皮にすべし、虱出來ぬものなり。長陣には虱出來て難儀するものなり。槍合せの時、敵の強弱見様、うつむきて懸かるは黒く見え、強きなり。あふのき懸かるは白く見え、弱きなり。

何某祖父馬鹿者に二千石下し置かれ候事 勝茂公へ御家老衆より、斯様の馬鹿者に二千石下し置かれ候儀、不聞に御座候由申上げ候。其身様も左様に思召され候へ共、直茂公思召入いかゞかと仰せられ候に付、其の段申し上げ候へば、「扱々あらぬ事かな、彼者が今よりもたわけ、出仕も不成體に候はゞ、千石加増すべきなれども、自然は出仕など致し、番所の差次なりともいたす故、今の分なり。あの者にくれたるにはなし、親何某何程辛勞して血がわになつて我に家をつがせたり、親にくれ置きたる知行なり。」と仰せられ候。其の人煩の時分、直茂公より仰せられ、勝茂公一日替に御見舞成され候。差詰候段聞召され、「今生の思ひ出に、何かと願ものをいたし候様に。」と仰せ下され候。其時

彼人起上り、御屋形の方を拜し、先頃多布施にて一見仕り候赤生の御鷹を拜領仕り、拳に据ゑ相果て度き由申し候。此の段御感成され則ち下され候。有難き由申し上げ、其の日相果て申され候。

雜役馬の事 加藤清正朝鮮にて、雜役馬に乗られ候、がんぢうなる故なり。駿の馬さへ二毛といふて嫌ひ申し候。又竹束の結目女といふ字になるとて、清正は嫌はれたり、時に依て用ゐる事有るなり。

不明御門火消御番衆の事 江戸大火事の時分、不明御門火消衆静まり返りて居られ候を、道通り候もの申し候は「あの衆は、御門に火懸り候へば立退かず、其の儘、焼死申さるゝ仰付にて候由。」申し候を、中野數馬承り候由なり。

御火消衆御褒美の事 何某殿火事場働きの時、上使を以て召させられ、御目見召仕の者へ鷹拜領仰せ付けられ、罷歸られ候刻、又火事出来、直に駈付、鷹を馬の脇にもたせ、相働き消留め申され候。此段上聞に達し、一倍の御加増にて、火消御免成され候由なり。

心を沈むる事、唾呑なり、秘事なり。立腹の時も同然なり。額に唾を附くるもよし。吉田流の弓に唾呑とあるも、極意は是なり。

石井彌七左衛門御式臺番の時、毛利殿 見舞はれ御歸りの節、勝茂公御打送り御禮の砌、毛利殿脇さしはしり申し候を、下に落付かぬ内に、彌七左衛門柄をさゝへ、禮もくづさず罷在り候由。また同人御供の時、道中にて直訴の有之候を、其儘蹴倒し、三尺繩にて搦め候由。

首を捕りたらば、小刀を以て、首の髪の結節の下に、十字を引くべし、昔或士首を取りて、印に奥齒三枚かきて置きたり。然るを或士奥ばの透間より手形を口に入れて置き、對決に及び手形の方勝に成り候由。

家康公御他界の時分、秀忠公へ「我死後の仕置、書立て見せられ候様に。」と仰せられ候に付て、御書立て御目に懸けられ候。初ヶ條、諸大名永々在府御病中打つめ太儀に候間、早速暇を遣はし休息申付くべしと遊ばされ候。此一ヶ條聞召され、「天下泰平目出度き事なり。末は聞くに及ばず候。」と仰

せられ候由。

首帳の執筆、一番首を持來る時書付けず、二番首來てより書付け候。私に或書に、首は遠近によつて遅速あり。之を記すべきためなりと。又一つ首を嫌ふ故なりと、又其日一つ取りたるは一つ首とて、嫌ふ故に髪を二つに分け二所に結うて出すと。

成富兵庫、上杉殿家中何の兵部と參會の時、兵部申し候は、「鍋島家は松平家の御重恩大形に思召さる間敷事なり。關ヶ原の時は扱々危き事なり。」と申し候。兵庫返答「仰せの通り御重恩にて候。似たる事が有るものなり。權現様關東御陣は、誰がした事ぞ。」と申し候由。

太閤様、名護屋御越しの節、主水殿、御謀叛勸められ候。其の時、直茂公御意成され候は、「討つ事は安き事なり。然れども末がつゝかぬなり。又三國領するも安き事なれども、十代と治むる事、迎も成るまじ。一國計りは長久すべし。」と仰せられ候由。

先年大火事の時、光茂公、綱茂公御登城、内櫻田御門迄御出、御番衆に仰せられ、直ぐ御歸り成され候。其の時加賀守殿も御同前に御出成され候が、御屋敷にて御父子様御出、御待ち候間に、書付御認置き、右御門番衆に相渡され候由。山崎藏人は「綱茂公御若輩故同姓左衛門も同前に罷り出で候。」と高聲に申し候由。

前大火事の時、光茂公、求馬、小介、宗信ばかりを召連れられ、御城下燒跡、御見分成され候由。

夏目舍人軍物語に、近代の軍を見よ、長陣にても血くさき事は一度敷二度かならでなき物なり。油斷すべからざる由。舍人は上方浪人なり。

黒田三左衛門十八歳にて如水人數を召連れ、關東罷越し候節、關にて差留め申し候に付、「某は黒田家老三左衛門と申す者にて候。若輩に候へ共、誰々様も御存じの儀に候。曾て胡亂の若にて御座なく候。御通し下さるべく候。參懸り差通されず候はゞ、乍憚御番所を汚し、上下の人數一同に腹を切るべく。」と申し候に付て、差通し候由。

右衛門佐殿鷹野へ御出の跡に、黒田三左衛門登城、御門を固め罷在り候處、夜更に御歸り候へ共、明け申さず候。御自身御究め候へば三左衛門申し候は、「大名の御身にて今時分御歸の筈にて無_レ之候。いづれ夜明け申さず候へば、御門明け候儀相成らず、御門番は三左衛門仕り候。」由申し候て、待たせ、夜明け候てより門を開き、直に奥に通じ候。御傍用人杉原平助無調法にて候。惣て御大名我儘に御座成さるものにて候。左様の儀心遣ひの爲付置き候者が、御鷹野計り遊され、夜中御往來成さる様に仕り候義不届者に候。則ち其科_よ申し譯け候由にて切腹仕らせられ候。其の以後鷹野相止められ候由。

生害場の事 旅人往還の所には、無用の儀なり。江戸、上方_{かみかた}の御仕置は、日本の見懲しの爲なり。一國の仕置は、一國の見懲し迄なり。悪事多きは國の恥なり。他方の聞え如何に候。科_よ人、程過ぎては、其の謂_いも相知れず、其の脇_{わき}其の所にて仕置有_レ之べき儀の由。

勝茂公御褒美なされ候節は、御手の裏の御指の筋に、いつの働き一つ、いつの忠節一つと、數を御取り成され候由。

使者に行き、口上相違の時、迷惑仕る間數候、不_レ苦事にて候。又申し違ひ候とも歸りて他言せぬがよし、後に不手爾葉の時、人の云ひ違にする事も有るなり。

原口作右衛門道中にて、刀はしり、馬の首に疵付き申し候。馬方ねだり懸け申し候に付、其の邊に居成し宜き家に立入り、「不案内に候間、宜しき様偏に頼み候。」と申し候故、此の亭主「畏り候」と相働き、何の事もなく相濟し申し候。馬方へ金子百疋か呉れ申し候。亭主に禮申し候て罷通り候由。(一説に新居御番所の前にての事の由、番人出會ひ馬方をしかり、無_レ別條候由、是は御往來に、番人へ下され物有_レ之故にて候由。)

慶雲院先住冷室咄に、今年八十に成り、隆信様御代の事共聞覚え居り候。物前にて兵の多少に依らず、屈_{くつ}竟_{きやう}の士五六人心を合はせ槍を入るれば、一方突崩すものなりとの沙汰有_レ之候由。

御子様遅く御出生も能き事なり、歳更け迄御部屋住に御座成され候へば、御述懐の事有るものなりと。

本多豊前守殿、松平伊豆守殿へ判形物を差出し、挨拶に「御慰に是に御判成され候様に。」と申され候へば、「慰にならば仕り申す間敷。」と申し候て座を御立ち候。豊前守高聲に、「公方様の御用にて候が、判形成され間敷か。」と、屹と申され候に付、立留り判形めされ候由。

水野監物殿へ松平伊豆殿申され候は、「御自分は御用に立つ人に候が、惜しき事は、勢がちいさく候。」と申され候。監物返詞に「その通りに候。世の中が思ふ様になきものに候。御自分の首を切つて、我等が足の下につき候へば、勢が高く可成候へ共、力及ばざる事に候。」と申され候由。

江戸御城中は、火鉢煙草御法度にて候。又御老中初め何れもの膳、平折敷にて候。或時御目附三宅備前守へ、或人「これへ煙草の煙が匂ひ来り候。御僉議成され候様に。」と申され候。備前守取合に、「御目附役を仰せ付け置かれ候。鼻きく役は仕らず候。」と申され候由。

板倉周防守殿江戸罷越され候時分、御老中仰せられ候は、「頃日盜賊探捉に屬托を立置き候へ共、訴人無之候。御功者にて候間、御指南候様に。」と御申し候に付て、則ち札を取寄せ、一覽候處に

何々の事訴人出で候はゞ、金三百兩下さるべき由書載有之候。其の奥に防州副書に、三百兩にては罷成らず候。五百兩下され候はゞ申出づべく候と書付けられ「是を建てられ候様に。」と申され候。翌日訴人に出申し候由。(周防守は出家にて候を御斷にて還俗の由)

八戸宿を或者罷通り候時、俄かに腹痛き、裏借屋へ走り込み、雪隠を尋ね候へば、若き女一人罷在り候が、雪隠に奥に在之由教へ申し候に付、其所に袴をぬぎ置き、雪隠に参り居り候處、亭主罷歸り密懷の沙汰を申し懸け候。その末、公事になり、直茂公聞召され「密通にて無之候とも、女一人罷在り候處に、無遠慮に袴をぬぎ置き、女も夫の留守に袴をぬがせ候儀、密懷同然にて候。」由にて、兩人共に死罪に仰せ付けられ候由。

松平新太郎殿參觀の時分大阪にて、一向門跡より使僧罷出で「御領内に建置き候末寺數ヶ所召潰され候儀、いか様の仔細に候哉、承るべき。」由申し達し候に付、答にあぐまれ候節、家老池田大學若年ながら、「我等に御まかせ候へ。」と申し出合ひ、右の一通新太郎存する儀にて無之、某親仕らする儀に候。在所より御取合仕る可き由申し達し、使僧差返し申し候由。

此の大學二十歳の時、禁裏炎上、御普請頭人罷登られ、日本一の利發者と名を擧げ候。其の節の働ども數多有之。

島原脇、直茂公薩摩と既に御合戦に及ばるべく候處、水町丹後時節を考へ、倉町大隈と申合せ、喧嘩を仕出し申し候。老功の兩人右の通に付き思召し止られ候由。

書物器物等一切の貸し借り、月の六齊に可相改事。

美濃國郷戸川にて先陣細川なり。黒田先に乘入れ候を、長岡佐渡立寄り、咄を仕懸け、其の間に細川先陣の由。

方違の事 迷悟の文也 不落馬文金剛經の四句の文也 一切爲法。

堀田加賀守殿御追腹の時、御座をも直し申したるものに候間、肌を見せ申す間敷由にて、はだぬぎ申

されざる由。

大友八郎刀備前兼光二尺九寸なり。直茂公試し仰せ付けられ候處、切れ不申候。成富十右衛門茂安に下され、二尺五寸に上げ直し候へば、無類の切れ物なり。故實に大將の刃物敵の手に渡りて、其の儘にては切れ不申、改め用ひ候時は本に不替由。右の刀江戸にて火事に焼け、少し火氣有之故、銀千枚に賣り申され候。後に長政判金五百枚に兼光を求められ候由。右刀にて有之べき由。獨幽咄なり。

勝茂公宗種に御養子の時、義弘の刀切物の由にて之を譲られ候。後に大猶院様へ御献上、その後甲府様へ之を遣はされ候由、今は天下の御道具と可成由。

鍋島舍人弟は諸岡相左衛門、大阪籠城いたし落城の後、御國罷歸り、鍋島孫右衛門と申し候。孫右衛門子鍋島傳右衛門なり。

敵城の強弱見様「煙霞如_レ見_ニ春山_ニ雨後如_レ見_ニ晴天_ニ」といへり。澄わたりたるは弱なり。

高麗にて番乗船の時、此方より切取りの船無_レ之節、平五郎駈まわりその邊の船二艘取り候て、御奉行衆へ罷出で鍋島より手某、二艘切取り申し候よし御申し候へば、はや言上の判形も相濟み候。遅く承り候に付、力及ばざる由、仰せ聞けられ候。平五郎申し候は、「日本への御註進ちゆうしんに落ち候ては、加賀守油斷の様に罷成り、某手柄も隠れ、罷歸り加賀守へ面談可_レ仕様御座なく候。相違なく仰せ上げられてこそ御註進に御座候。何とも迷惑の儀に候へ共、此分にては罷立ち難き」由、思ひ切申され候に付て、御註進書直され候由。

名將の御一言、裏を仰せらる事も有_レ之ものなり。うかと承はる間敷事なり。

禁裡御普請御手傳、松平伊豫守殿仰せ付けられ候に付、家老池田大學十九歳にて罷越し、萬事の働き京中の褒者ほめなり。御移徒の時分くわいろく回祿、京の者共見物に参り候を、大學「御門を開き不_レ苦、奥に罷通り見物仕り候様に。」と申し候に付、大勢込入り申し候。其の跡にて御門を堅め、「禁裏への御奉公に

候間、命を限り取り消し候様に、一人も歸し不_レ申。」と申し候に付て、大半消留め申し候。扱又御退遊され候道筋、燒塞り候處には、新に橋を懸け何事もなく御退き遊ばされ候。橋の仕組、兼て仕置き候由、此の節御感にて、女院様より御巾着拜領はいりやうなされ候由。又御普請場へ浪人参り御家を見懸け少扶持を望み申す旨、大學承り、新参相成らざる旨申し切り候へば、「此上は力及ばず、腹を可_レ仕。」と申し候。「心次第」と申し候に付、脇差に手を懸け候節、「御普請場をけがす狼藉者、搦かめ候へ。」と下知し、則ち繩下になし、町宿にて切捨て申し候由。

武雄皿山に細工の爲、木島形右衛門三男治兵衛罷越し居り、正徳五年六月十七日晚、宿主の娘と物語り仕り罷在り候處、須古の者細工に罷越し居り候が、其の軒下にかゞみ居り候に付、治兵衛咎め候へば、雨宿を致す由申し候へ共、立聞仕り不届の由にて打擲うちなげ致し候を、亭主罷出で引ささへ申し候。翌日治兵衛晝寝仕り居り候處を、須古の者参り、木刀にて叩き捨て罷歸り候。治兵衛追懸け可_レ申と仕り候へども、近所の者居込め置き候。此段宿許へ相聞え兄彌助罷越し候に付て、組被官大勢相付参り、宿主へ斷り、治兵衛を召連れ、須古の者の宿へ押懸け候へば、傍輩數人罷在り候が、相手を押出し候に付、二刀に切伏せ治兵衛も罷歸り候由。

山公事の上使下向の時分、左太夫山内心遣に罷越され候節、何某、兵具など持越され候様に、大勢仕懸け申す沙汰有之由申し候節、答に、「此の沙汰は謀たるべく候。御治世の時分騒動仕り候と、最前あなたより申す事に候。自然此方兵具など相見え候はゞ、夫を證據に上使へ可申達爲と存じ候。常々は小島筒など持越し候へ共、物に紛れ候故、此の節は持越さず候。随分無用心にて罷越し、若し取懸り候はゞ踏殺され申す所存に候。跡にて何も手柄など可有候。我等踏殺され申す段に成り候はゞ、所の者佐嘉の衆の手に渡し申す間敷。」と申され候。

何某不首尾の時、某を招き「御憤の儀、是々の無實にて候。唯今面目なく候て存命可仕様無之候。聞召し分けられず候はゞ、腹可仕候。」と、謀略を以て申し達し候に付き、首尾直し候事。

若殿御器量に候へば、諸人褒立て、御大名御旗本も御褒め、御出入の衆中、殿へ追従にも褒め申し候に付て、多分中隔り出来申し候。若殿は随分引取善悪の沙汰なき様に、入めなるが順熟にて、家長久の基にて候事。

正徳五年九月八日庵にての事。

自火の仕組、公私共に兼て仕置き仕る可き事なり。歴々御大名方にも、自火の時外聞悪敷き事有之候。肝要は諸道具一色も直し不申焼捨て候覺悟にて、粉骨火を消し、手及ばざる時、丸焼仕り候へば、仕損じ有るまじく候。いかやうの急火にても、うろたへ不申候はゞ、身拵の間無之事はあるまじく候。兼々家内の男女どもに、能く申し聞かせ召置くべき事に候。江戸御屋敷にての仕組、兼々能く可有事なり。大事の物仕分け、直し置く可き事なり。

成松新兵衛深堀番に三男新十、四男某召連れ罷越し相勤め候内、いけすの魚盗み候ものを、召仕ども捕へ、打擲いたし候へば、相果て申し候。此もの志摩殿被官にて候。志摩殿より愚意を申上げられ、新兵衛切腹仰せ付けられず候ては御奉公罷成らざる由に付、色々扱ひ相叶はず、新兵衛切腹仰せ付けられ候。跡式嫡子新右衛門、次男貞右衛門兩人に下され候。新右衛門奸謀事敷にて切腹なり。(此時評判の事口傳)

山崎十左衛門、同三郎兵衛兄弟、年頭隣國御使者可相勤と申合せ、年内時宜をならし申し候。勝茂公は元日すり入の時宜能く候を御目利成され、隣國御使者仰せ付けられ候。十左衛門、三郎兵衛家來共へ用意申し付け、登城仕り候が、如案兩人共隣國御使者仰せ付けられ候由。

(五百石) 山崎四郎左衛門—同權左衛門—

(十郎兵衛)(後十左衛門) 十左衛門—平左衛門—三郎兵衛(後十郎兵衛 追放後斬罪) 三郎兵衛(後勘左衛門、勘解由、藏人と申し候。)

中野内匠組手明槍、足輕、御門番等相勤め候節、先づ内匠所へ参り届け申し候。番上りの時分、直ちに参り相届け候。其の節、御番は安大事のものに候。大儀仕り候間、酒を吞ませ可申。由にて、早天に徳利の冷酒を茶碗にて、珍らしき肴物を肴にして吞ませ申され候。爪根磨きたる者は以の外呵り、「左様に手を汚さずしては、如睦・甲冑、御用に立つ間敷候。見たる所も美弱に候。嗜み候へ。」と申され候。又手足あれ候者には、「扱々一段の事、先づ以て男らしく、左様にかせぎ候は、如睦・甲冑御用に可相立候。」と酒を強ひ候て、吞ませ申され候。家内の住居、居間より外の道迄見通し候様に仕り、居間の脇に藏を作り、目前にて何事も被爲仕候。不斷、脇に酒を置き、出入の者は直に取合ひ、酒を吞ませ申され候。又悴兵右衛門御年寄役相勤め候に、罷歸り候節は、夜中、曉にても、直ち

に参り面談仕られ候に付、内匠も休み不申相待ち候。其の中の咄に、若し殿中の事など不計申出で候へば、以の外呵り、「殿の膝元の奉公仕り候者は、親子兄弟にも殿中の沙汰を仕るものにて無之候。」と、稠敷申聞け候由。

多久圖書殿病中に、嬉野十左衛門見舞ひ申され候へば、「奉行中に御用に立つ人有之哉。」と尋ねに付、「御子息美作殿器量にて候。」と申され候へば、「器量にても未だ功が不入候。我等は若輩の時分、日峯様より奉行中への中使仰せ付けられ、御取次仕り候が、今存じ候に、扱々功に成る事共に候。いづれ功を積み候までは、御用に立ちがたく候。」と御申し候由。

一鼎批判に「御家は中腰にて持ち申し候。昔より歴々には器量有り兼ね、成富兵庫、久納市右衛門、關將監、鍋島舍人、中野内匠、同兵右衛門、大木兵部などにて候。」と申され候。又勝茂公へ舍人、内匠、兵部三人は、外様にても、御居間にても御目見仕り候由。

正徳三年七月十四日御聖靈祭役、御料理人等二の御丸中臺所にて支度仕り候央、相良源太左衛門を

原十郎右衛門拔打に首打落し申し候。馬渡六右衛門、相浦太郎兵衛、古賀金兵衛、柿原利右衛門居合ひ、金兵衛を目懸け、十郎右衛門追懸け申し候處、御歩行屯にて御駕籠副田中竹右衛門立合ひ、十郎右衛門拔身を取り申し候。石丸三右衛門は十郎右衛門を追懸け、御歩行屯に竹右衛門に手傳ひ仕り候。同年十一月廿九日御仕置、十郎右衛門繩下生害。六右衛門、太郎兵衛、金兵衛、利右衛門追放、三右衛門隱居仰せ付けられ候。竹右衛門へ御褒美白銀三枚下され候。竹右衛門其節搦め不申儀手延に相聞え候由。

正徳五年七月橋本近江、何方へ出立、手拭取に道より立歸り候へば、女房罷在らず候を尋ね候處、番子小屋に屏風を立て、伊賀守と申す雇鍛冶と、二人罷在り候に付き、詞をかけ、拔打仕り候へば、窓鳴居に切込み候時、伊賀守「心得たり」と申し候て、刀を取り立ち向ひ候處を、一刀に切伏せ申し候。女房逃げ申し候を追つめ候へば、身こしらへ仕度くと申し候へども、其儘切り捨て申し候由。

寶永七年、相良市左衛門甥川崎貞兵衛不行跡ふぎせきに候故、意見仕り候へば、手向ひ候に付、打捨て申し候。貞兵衛は川崎藤左衛門子にて候。藤左衛門浪人死去に付、市左衛門介抱、屋敷内に召置き候。貞兵

衛母市左衛門妹にて候由なり。

正徳四年、加賀守殿初て御目見獻上物の事、銀馬代に御肴一種三例にて用意候由、甲斐守殿より池田彌市左衛門へ仰せ聞けられ候に付、和泉守殿の例、御肴一種にて候故、御國許へ申上げ置き候趣申し達し候へども、其節は物落、前方の段々有之由、達て御申し候。彌市左衛門相はまり、「一命御助け成され候と思召し、泉州様の例御用ゐ下され候様に」と、甲州へ申上げ候に付、御納得候て、御肴計相極られ候。此の間數度の取合ひにて候。右の趣御禮前、若し間に合ひ候儀もやと、御國元へ早飛脚を以て言上候處、御禮相延び、右返答參り候に銀馬代獻上の儀、先例も之有り候間、差上げられ候様にと申し來り、早速彌市左衛門罷越し、甲州へ申し達し、御大慶にて候。然る處に御月番阿部豊後守殿より、彌市左衛門召し寄せられ、「加賀守殿獻上物御並の通、金馬代差上げられ然る可くと存じ候。此段御國許へ可申上。」由御取次にて、仰せ聞けられ候。彌市左衛門申し候は「奉畏候。早速國元へ申し遣はすべく候。御取次へ自分に御咄可仕候。右の段丹後守承り候は、家の威光に相成る儀に候へば、別て有難く可奉存候。然れ共何方の御分地などは相違ひ、此方家の格式、諸事古來より相定り居り申し候を、此節より相替へ候儀、何とも迷惑の儀に御座候。右御内意承之丹後守より御斷りは

申上げ難く候。格式違は迷惑にて何共難仕候はんと存じ候。若し御上向相障らざる儀に候はゞ、自餘には相構はず、舊例の通り差上げ候様に、遊ばし下さる儀は相成る間敷候哉。」と申し候に付、取次則ち豊後守殿へ申し達し申す所存に候。左候はば先規の通可仕由仰せ聞けられ候由。

納富九郎兵衛道具持萬右衛門、傍輩ども木挽町芝居にて半疊賣より手込に逢ひ候儀を承り、之を無念に存じ、自身ねた刃を付、芝居へ参り、數十人相手にして悉く切ちらし、手向者一人も無之に付、外に出で候へば、木戸を打ち申し候故、江湖を渡り、向へ越し申し候。木挽町より聲を立て、「狼藉者は足よごれ居り申し候間、捕入候へ。」と呼はり候に付、豆腐屋に駆け込み半切にて足を洗ひ、亭主に金子をくれ、裏道よりぬけ、脱落し、方々流浪、奥州にて猿廻の袋持ちに成り居り候處に、無情使ひ申し候故切殺し、猿廻の金子を取り、江戸へ罷越し、御屋敷へ立歸り申し候。長門殿御聞付け多久の者故連れ下され、扶持方給はり候由、木挽町喧嘩の脇は、子供おどしに「萬右衛門來るぞ。」と申し候由。

小刀屋半助先祖は、大阪の者にて候。關ヶ原の時分御用に相立ち候に付、安藝殿心遣にて御扶持下さるべき由に候へ共、御斷り申上げ、刃物商賣相願ひ候に付、召寄せられ候由。

(尙可尋之、一説に美作殿懇意にて、有馬陣の時美作殿へ相付罷越し候由、今多久家來なり。刃物一通御用相調へ候なり。)

諫早豊前殿末期に、主水殿を養子相願はるべき由にて、此段枝吉三郎右衛門、高木勘右衛門を以て、お初様へ御相談候へ共御合點無之、歴々方御取持にて、お松様へ聳養子に竹松殿御越し候へば、御兄弟結構の御仕合の由に候。お初様仰せられ候は、「諫早の家小身に候はゞ、義理に懸り主水遣す事も可有之、大身に候とて我家を捨て参るべき様無之候。お松事は女の事にて候へば縁次第にて候。主水縁組お福へ仕置き候に付、左様に申さるべく候。則ち縁を切り候間、誰にても聳養子然る可き。」由一途に仰せ切られ候に付て、竹松殿養子に相濟み大和殿御次男にて候なり。

志波甚兵衛申し候は、「悪事究の内に、無落度申しのがれ候者を、聞召し分けられ候分にて、召置かれ候儀、残念の事に候。悪事の内に、一人無落度仕退け候は、十年廿年一役勤め候よりは手柄にて候。加増立身仰せ付けられ度き。」の由。

澁谷源五左衛門中間大津にて、馬形を投げ候處、打殺し申し候。其の時肥前屋九左衛門罷出て、某請取り申し候間、御構なく御通り候様にと申し候。九左衛門働にて相濟み申し候由。

普周大目附役の内、御前へ罷出で、書き物讀み申され候へば、以の外御立腹候へども、相止めず讀み申され候を、主水殿、相良求馬兩人にて引立て申され罷歸り、仰付を相待ち居り申され候處、召出され、役方精に入り候由にて、御小袖拜領候由。

武雄家中兩人衆道の意恨にて、與賀社内に罷越し、申し合せ相果て、雙方一度に首落ち候由。

御兩殿様の時は、年寄役立ち兼ね申し候、下にてても世忤成長候へば中惡しき事有り、心持可_レ有_レ之事となり。

武雄の立野甚五太夫は、河原勘左衛門妹婿にて候。甚五太夫娘は、中村平六兵衛嫁にて候。先年出入の節勘左衛門より甚五太夫女房を取返し、平六兵衛嫁に申し遣はし候は、平六兵衛父子不忠に候間、見

舞分にて此方へ参り候様、介抱可_レ仕。旨にて候。其の返答に、「女として主人に忠を盡し候事は相叶はず候。不忠の人を捨て、今其の元へ参り候とて、何程の忠節有_レ之べき哉。何方へぞ参り候て、食を焼き申すより外有る間敷候。一度男と頼み舅と頼み候人を、今身上危_レく候とて見捨て候ては、女の道立ち不_レ申候。殊更父親甚五太夫女房に捨てられ、頓て流浪の時分、女ながらも、責て我等介抱不_レ仕候て、誰を頼り申さるべき哉。某男子にて候へば存する旨も御座候。各々の御分別を借り申す間敷。」と申し切り終に参らず候。追附甚五太夫、平六兵衛浪人、配所に、嫁も同然に浪々の體にて罷在り候由。

南光坊へ春日局見廻ひ、人を退け、直談候て、懷劍を抜突き、「殺し可_レ申」と仕られ候に付、様子を尋ねられ候處、「當時天下の事御思召の儘に相成り候。然るに竹千代様を差置き、國松様へ御代を譲られ候様に御成され候儀、不届千萬に候。則ち差殺し申す。」由に付、「全く不_レ存事に候、随分心遣ひ可_レ仕。」由にて、家康公へ御内意申上げられ候由。

信玄の家中は無雙の勇士共に候へども、勝頼天目山にて討死の時、皆逃_レ失せ申し候。數年勘氣に

て罷在り候土屋惣藏一人罷出で、日頃口を叩き申され候衆は、何方へ参られ候哉。御主の恩報じに。」とて、一人討死致し候由。

山村十左衛門長崎聞番の時、長崎中焼失せ、町人共飢ゑ申し候に付て、十左衛門一存にて、置米藏より不_レ殘米を差出し呉れ申し候。此の儀追つて言上の處、御褒美として廿石御加増十左衛門へ分け申され候なり。

鍋島村市郎左衛門咄に、當村元は長岡村と申し候。長岡伊勢守様二百町の御領知にて御住居の由。其村の百姓廿五人、一人も竈^{かまど}を倒し不_レ申、今に到り當村に居住、富貴にて罷在り候。若し無力仕り候者は、村中より見次普請^{みつぎふしん}等迄仕り、病氣の時は村中より田地を作り立て呉れ申し候。二百年以來子孫相續仕り候。市郎左衛門も廿五人の内にて候。扱又古來より當村の者盗み仕りたる事無_レ之候。且又殺生不_レ仕候。放生堀御座候に、此の前制札御座候。廿年以前札を失ひ、訴訟仕り候へども、元の札無_レ之候故、未だ相叶ひ申さず候。御先祖様御建立の天満宮の御修覆の訴訟相叶ひ申し候。勝茂公より公役御免の御判物、市郎左衛門所にて毎月廿四日に村中相集まり拜み仕り、茶講仕り候由なり。又御

先祖様御命日毎に鍋島村より線香進上、御寺參詣仕り候。盆には燈籠差上げ申し候。彌平左衛門殿へ元日に御祝儀に參上仕り候。殿様御代替りに年輩の者入道仕り候。御代替りには、酒肴進上仕り候由。年中田島の出來物初穂、村中より取集め高傳寺へ差上げ候。

太閤様吉野御花見の御供、勝茂公御勤め成され候。直茂公御うらやましく思召され候由にや、多布施の御隠居所に吉野の景を葉山二助に御かゝせ成され候由。近年宗智寺普請^{ふしん}の時、御居の間も吉野の繪も替り申し候。又御門前に往來の者下馬不_レ仕候様にと思召され、二重土手御築かせ成され候由。先年悉く開きに相成り候由。

山本前の神右衛門申され候。「女の手跡よく、草紙見るものは密懐いたし候。味噌乞ひ文とて、親の所へ味噌乞ひに遣はし候分の埒^{さか}明けば、手跡は不_レ入ものなり。」と。

寢癖わるきを直し候事 男は左を下になして、手足の置き様、吉祥臥(口傳)の通りにして、手の大指を手の内に握り込みて伏すべし。氣のもれぬ仕様なり。

内田正右衛門は山本一門の娘を、前神右衛門養子にして遣はし置き候處、正右衛門離別致し候。翌朝神右衛門より正右衛門を召寄せ、「よく隙を出し候。性來あしき生付にて候。名字の端にて候故、仕付申し候。その方氣に入らざる事尤に候。左様にも候へば斯様の事にて、多分疎くなるものにて候。其方御親父懇意を得候末にて、今又其方と入魂致す事に候間、猶以來少しも相變らず寄合ひ可申候。其の爲今朝申請け候。振廻ひ可仕。」由にて、引留め申され候。相變らず懇意を得候由。親しき間の縁組は了簡有るべき事なり。

仕立ての奉公人、系圖を仕立て、紋所を改めなどする事、早人に見透かさるゝものなり。先祖の事を大切に存する心入れならば、潜かに書付けて直し置く筈なり。紋所、替名、名字、判形、手跡其の外萬事目に立つ事は宜しからざるものなり。何にても濟ませば濟むものなり。或人へ意見、口達あり。

柳生殿極意に、「大剛に兵法なし。」と。其の證據に、但馬殿へ御旗本何某殿參られ、弟子に罷成るべき由に付、但馬殿申され候は、「御自分は何事ぞ一流成就の人と相見え候。有體承り候上、師弟の契約可仕。」由に候へば、「武藝一事も稽古仕りたる儀無之。」由申され候。「扱は但馬守をなぶりに御出で

候哉。公方様の御師匠を仕る者に候目がねははづれ申す間敷。」と申され候に付て、誓言を立て申され候。「左候は、何事ぞ御得心の事は無之哉。」と尋ねられ候に付、「幼少の時分、武士は命を惜しまぬに極りたりと、不圖存じ付き候て、數年の間心にかゝり得心いたし、今は死ぬる事を何とも不存候。此の外に得心申したる事無之候。」と申され候。但馬殿感心、「拙者目がね少しも違ひ不申候。拙者兵法の極意はその一事にて候。唯今迄數百人の弟子に極意を免し申す人一人も無之候。木刀は御取り候に及ばず候。則ち一流附屬仕る。」由にて、印可巻物即座に相渡され候由。村川宗傳咄の旨なり。

太閤秀吉公下賤の時、諸傍輩寢靜まりて後に、日本の主になつてよりの、天下の仕置き、諸人への知行わり、毎夜書立て仕組成されし由なり。

主君の御供の時は、草履を紙に包み、潜に懷中すべし。不計公私の用に立つ事あり。扇は面の左のはし計切りて差すべし。主君自然扇御落し候時、右の端を切りて可差上候。

物には相應不相應有り。或人、間もなく一倍の御加増下され候時、味方の衆より、「餘り結構過ぎ、障の方も候儘、御斷り申上げられ可然。」と内意申され候に付、此の人申され候は、「御尤の儀、相似合ざる儀、落次切り申す間敷とも存じ候へども、主人の御褒美を返上仕るは老功大役などは相應可仕が、我々通には、似合不申、慮外に罷成るべく候。初心の某に候へば、唯奉畏べき。」と申され候。又或人、不念にて閉門仰せ付けられ候時、同役何某少々その引懸り候へども、御構無之候處、「某も同前の不念にて御座候。御構なく差置かれ候時は、最負の様に相聞え可申候、引入り可申。」と申し達せられ候に付、御耳に達し、「了簡次第」と仰せ出され、一日遠慮仕られ候。若し引入り不申候は、我身の難をよけ候様に、諸人可存候へば、其の圖に當りたる様に候へ共、年倍身上を考へ候へば、能く過ぎ可申候。斯様の節の相應は、申し達し様に仔細可有之候。尤智有る人に相談可有事なりと。

松平伊豆守殿の家來奥村權之丞儀、正雪一味にて候が、弓屋藤四郎申合せ訴人に出、大分の御褒美を取り申し候由。原の城にて鍋島大膳働の證文差出し候人なり。

須古家中池田平五左衛門惡事露顯、須古百助所へ呼び寄せ、大小を取り、侍五人、足輕五人番相付

け、宿元へ歸し、押付究め有之筈に候。その夜平五左衛門申し候は、「用所へ参り度く候。慮外ながら行燈御持ち下さるべく。」と申し候に付て、侍何某参り候を、湯殿に最前隠し置き候脇差にて、片腹より肩先に筋違に上ケ刀に切り、引返しに自身喉を搔落し、相果て候。家内見分有之候處に、敷合せ床の下などにも、刃物の類あまた隠置き候由なり。正徳五年十月の事なり。

老師傳云、大事の敵は逆に切るべし。討洩さぬ爲なりと。權太夫は突くべしと申され候。

病氣永引き候へば、氣草臥れ、大病に成るものなり。斯様の病人は、氣を引立て候事肝要なり。祈禱願力にて奇瑞など有之時、きほひ出來申し候。常々法號眞言など唱へさせ候へば、氣轉じ病氣を忘るゝものなり。又軍書の内勇勢の所、驢鞍橋など、きほひ候て讀み聞かせ候へば、ふと心に乗り、引上ぐる氣質出來、本復するものなり。

丹羽殿家來の士、江戸詰の中、妾を召仕ひ、男子出生仕り候を、妾に付け江戸へ在付け置き候。此の子成長の後、主取いたし、主を殺し候に付て、公儀より從類御成敗成され候。親類御吟味の節、一々申し出で候に付、彼士父子江戸召寄せられ、御仕置仰せ付けられ候由。

山本神右衛門家來山本權左衛門、西目にて鶴をかけ鳥に射申し候て、神右衛門へ持参いたし、「兼て御法度の儀は心得罷在り候へども、間近く飛び候故、不圖鐵砲にて射申し候。」由申し候。神右衛門儀、西目筋心遣役にて候處、家頼御法度を背き候儀、遁れざる行懸に候。則ち權左衛門に鶴を持たせ、「此の者御法度相背き候間、御仕置仰せ付けられ候様に」と、手紙を副へ、御城へ遣はし候。勝茂公聞召され、沙汰仕る間敷由にて、權左衛門へ鳥目壹貫文下され候よし。

吉野櫻本坊に高麗御陣の時、御祈禱御頼み成され候。その首尾を以て御代替には、御國許へ御祝儀に代々罷越し候。先年上野の宮様と公事仕り追放に逢ひ、其の後此方通用無之由。(梁山和尚咄なり)

古老の侍、上髭さがり、捻ぢ候事は、陣中にて首を取り候印に、鼻耳をそぎ候節、男女の紛れこれなきため、髭さがりを加へ、そぎ候なり。其の時、髭さがり無之者は女に紛れ候故、打捨て候。死後に首を捨てられざる様にとの嗜なり。

常住、毎朝、水にて顔を洗ひ候へば、討死の時、顔色變ぜずといへり。

北の方と申すは、西枕にして男は南の方に北向に臥し、女は北の方に南向に臥し候事、本式躬法の傳なり。

旅宿にては、先づ裏道、詰りく、後架等見届け、火事の時の、退場、方角、心當て致し、家の住居、壁、天井、床、戸障子、縁、畳等迄氣を附くべし。二重壁、床板取りはなしに拵へ候。又は掛物の下の壁を明け、夜更けてより盜賊入込む事有るべし。就中御本陣に心を附くべし。休み候時、跡に成らざる様可仕なり。

松平丹波守殿鷹野にて、供の若者共の腰帶種々なるを見て申されけるは、「三尺五寸の腰帶花色故實なり」と。夫より家中の腰帶は皆紺布に致し候由。人を切り候刀の血を拭き、手負の時巻き候て、血の色見えす。又血留にもなり候由。丹波守殿は大阪御陣の時高名殊に武功の人なり。桂岸和尚の伯父なり。

勝茂公御代、知行御書付、大形倍高にて候。百石の知行は二百石と書遊され候なり。(公儀御知行

高都たかて如ごと斯しとなり。

忠直公御意見役に、澤邊後の源左衛門仰せ付けられ候由。

鍋島舍人助高麗御陣の時十三歳なり。十五以上召連れられ候由に付、十五歳と申出で、御供致され候。高麗にて清正見合ひ、「此の者は鍋島一門なるべし、究竟の士に成るべし。」と褒美候て近くへ呼び、片手にて十度さし申され候。舍人助、「帯しまり腹痛み候へども、何とも申さず罷在り候。」と咄し候由。

松平大和殿へ綱茂公其の外御客夜會、御旗本老人北見久太夫殿相越され、古戦咄有レ之。夜更け候てより、給仕の小姓銚子を持ち、つまづき候て、久太夫殿膝に酒を打懸け、無興にて赤面致し罷立ち候。餘の小姓罷出で、久太夫殿を次の間へ引き立て、衣裳着せ替へ、跡取り仕舞ひ候。後に吟味有レ之候處、極老人の長座にて、居ながら小用にひたり、御座に流れ居り申し候故、態と酒を打懸け、紛らかし候由に付、小姓に褒美有レ之候由。

先年御老中御招請の節、御給仕村川隼人眞先に御膳を持蹲り居り候て、立上り候處に、長袴のすそを後の御給仕踏み候に付て、隼人つぎ跌つき候へども、則ち居下り、片膝を突き、御膳少しもこぼさず、又立上り持出で候。近年は半袴に成り候なり。

或御方へ御客の時、霰酒御所望にて、御小姓釣瓶を持出で候。「尻を振り候へ。」と御座候へども、御小姓心得ず赤面にて罷在り候。御城坊主など、頻りに申し候故、後ろ向き尻をふり罷立ち候由。霰酒は御座にも瓶に入、御酌の時振り立て候。男小姓の役なるべし。

秀頼公・家康公御和談の節、秀頼公より、御誓詞請取に木村長門守遣はされ、其の働き御感成され候。長門守年若者に候故、家康公よりも年若者御吟味にて、板倉内膳正殿を遣はされ候。内膳正殿御式臺にて足袋の裏をしめし罷上られ候由。公界くがいにて足袋の裏をしめす事、故實のよし、能役者なども傳授に致し候由。

光茂公四月朔日御登城の節、大久保加賀守殿御内意にて御足袋御脱ぎ遊され候。公儀の禮服、足袋

は布子に付き候。九月九日より三月晦日迄となり、追て可尋之。

主君より仰せ付け候ものは、そのまゝにて差上ぐべきなり。少しの物にて、不圖御見限の事あるものとなり。大形おほかたに存すべからざる事に候なり。

定家卿傳授に、歌道の至極は身養生に極り候由。端的の善行は朝起に可極候。古老は夜内に起き、一日の所作を日の出前に仕舞ひ候。「子に伏し寅に起く。」とも、「鶏已鳴忠臣待朝。」とも、「頂星」とも、「一日の計は在鶏鳴」ともいへり。

北條安房守殿へ大猷院様より、軍法御稽古成さるべき由付、「士鑑用法」二冊書立て差上げられ、御師匠に罷成られ、數多弟子を取立てられ候。御老中井上河内守殿見廻り、「弟子は一子を育つる如く大切に、器量うらやまの者には大事を相傳の事に候へば、弟子は大恩を受け候事に候。其の弟子の大事相傳の事を御忘れ無之哉。」と申され候へば、「大切の傳授など仕り候へば、尤忘れ候事は無之候。」と返答に付き、「さらば公方くまがた様の御師匠には罷成らず候。下として忠節を竭し、其の忠節を忘れざる時は、其

の報なき時に仇を含みて、大亂を起す基にて候。」と申され候處、言下に得心の由に付、「然らば御師匠苦からず。」と申され候由。

月堂様御留守に、江戸御屋敷に火事出來候を、其儘取消し可申と騒ぎ立ち候時分、御内方様仰せ付けられ、御座にて鼓、太鼓、打立て囃子仕り候。隣屋敷邊より、火消に參り候へども、皆罷歸り候其の間に火鎖り候由。

正徳六年元日火事に、何某請取場にて、自分の屋敷風下に成り候間、「引取可申哉。」と候處に、御目附衆より「御宅に火懸り不申内は、御差圖難成」と候故、罷居られ候處、風替り、別條なく候。此の上は態々居宅焼き候てなりとも、請取場に控へ、一言可有之事の由。

先年大名小路杉町甚五左衛門宅より出火の節、中野伴右衛門御城火消請取場に罷出で候處、伴右衛門松原小路の居宅に、火懸り候由相聞き、御目附より「伴右衛門歸り候様に。」と申され候へ共、「縦へ居宅焼失せ候ても請取場を明け申すものにて有之間敷候。居宅焼け候は不苦候。」と申して、罷歸らず候故、御目附より請役所へ右の段申し達し候に付て、則ち伴右衛門を請役所に呼び、「早速罷歸らるべく候。代人何某申付け候。」由申し渡され候故、「左候はゞ代人に請取場引渡し候て罷歸るべ

き。由、申し達し、漸く相控へ、代りに相渡し罷歸り候處、居宅不_レ殘燒失致し候。此の事久我勘
 右衛門より伴右衛門親父久閑へ殿中沙汰宜しく候て、御面目の事に候段褒美手紙遣はし候由。
 先年主水殿(直朗)屋敷火事の節、其の身は請取の固場、東の御門へ罷出られ候由。

天下國家を治むると云ふは、及ばざる事、大總たいそうの事の様なれども、今天下の老中、御國の家老年寄
 中の仕事も、此の庵にて、話し候事より外は無_レ之ものなり。是にてなるほど治めてゆける事なり。
 結句あの衆は、無_レ心元事あり。國學を不_レ知邪正の吟味をす、生付の利發まかせにて、諸人這ひ廻
 り、おぢ恐れ、御尤とばかり申すに付き、自慢私欲出来るものぞとなり。

葉 隱 終

沼波 美玲 山代 妙音 山田 水行 杉谷 斜汀 泉素 斜行 山内 素吉 石村 貞子 山田 三子 所築 新藏 金上 新藏 村上 白藏 郷村 白藏 中山 文悦 川添 文子

昭和十二年九月廿七日印刷
 昭和十二年十月一日發行

いてふ本 定價 金六拾錢

不許 複製

編輯者 三教書院編輯部 代表者 鈴木初雄
 發行者 東京市中野區高根町六番地 鈴木初雄
 印刷所 東京市本所區東駒形三丁目十番地 文化印刷株式會社 代表者 西野末雄

發行所

東京市神田區錦町一丁目十五番地
 三教書院
 電話神田二四〇八番
 振替東京四五八〇番

[本製野浦・京東]

67
529

終